

■ 平成28年10月24日～10月26日 文教くらし委員会県外調査（熊本県・大分県）

1 10月24日 熊本県議会（熊本市中央区水前寺6-18-1）

【調査目的】

災害ボランティアセンターの活動について

【調査概要】

災害ボランティアとの協働について説明を受け、質疑応答を実施

<説明の概要>

●被災者の所在などの状況について

- ・4月14日、16日に震度7の地震が発生、その後も4千回以上の余震が発生。いずれも日本での観測史上初めてのこと。
- ・人的被害は、関連死も含め現時点で100名を超える。住家被害は約19万戸、全半壊は約7万戸。家屋の被災状況の判定は市町村が行う。1ヶ月前は1万件をこえていたが、今もなお2～3千件残っており確定にはまだ時間がかかる。
- ・指定避難所の避難者は約18万人。熊本県民の10人に1人が指定避難所に避難したことになる。建物倒壊への不安から、車中泊が多かった。
- ・指定避難所への支援が集中し、支援物資の流れが拠点で止まり、指定避難所以外の避難者の把握、物資の支援がしばらく問題になった。
- ・仮設住宅は、現在16市町村で、110団地、4,300戸。みなし仮設（民間アパート等借上）10,700戸。半壊以上の世帯が、仮設住宅に入れるのは2割程度。

●災害ボランティアとの協働について

- ・災害ボランティアは非常に重要な役割を發揮しており、被災地域においては、行政や社会福祉協議会が中心となり、先災県のノウハウを受け継ぐことが非常に重要である。
- ・発災直後は、社会福祉協議会を中心とする一般ボランティアの活動が中心に行われており、NPO等の専門ボランティアとの連携は考えていなかったが、内閣府中心に現地対策本部が設置され、内閣府から専門ボランティアの全国組織JVOADと連携して支援に取り組むよう指示があった。JVOADが、県レベルの災害で連携して行う全国で初めての取組となった。

●専門ボランティアの活動について

- ・4月19日に専門的なノウハウを有するNPO等が参加する火の国会議を設立し、活動地域、活動内容の報告、調整、相互に補完できる業務の調整を行う。
- ・国、熊本県との連携、協働して円滑な被災者支援を行うため、情報共有や調整を行う会議を随時開催する。
- ・避難所の環境改善、避難所を対象としたアセスメントを実施する。

●地域支え合いセンターによる被災者支援について

- ・被災者支援の中核組織として、県、一部市町村(15市町村)に設置。
- ・住民の自助、共助を前提に被災者を支援する。

●平成28年熊本地震からの復旧・復興プランについて

- ・10月3日に改訂。4年後の復興を目指す。

【質疑応答】

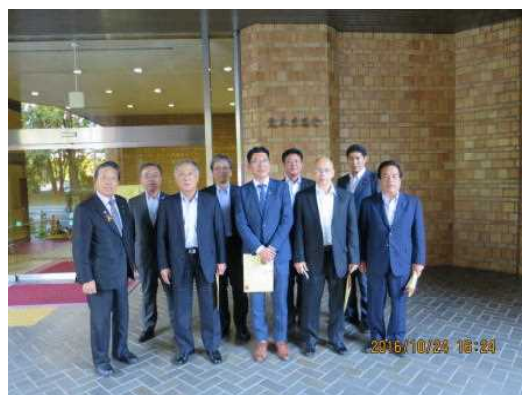
Q：現在一番の課題は何か。また、家屋再建にかかる費用への対応はどうか。

A：課題としてボランティアの活動を越える部分もあると思うが、コミュニティをどのように形成するかが挙げられる。家屋半壊以上の世帯には義援金を配付しているが、一部損壊世帯に対して支援制度はなく、要望があり、大きな問題になっている。

Q：義援金の配分についてはどのようになっているか。

A：現在450億円の義援金をいただき、330億円を家屋半壊以上の世帯に配付している。先日、

知事と市町村長が出席する会議において、一部損壊世帯への支援について議論され、結論として、一部損壊世帯へも何らかの支援を行うこととなった。一律の支給は行わず、所得状況などで縛りをかけて行う。案は県がつくる。財源は義援金を前提とするという整理がなされた。今後何らかの形で県が案を提示していくことになる。



## 2 10月25日 歴史公園鞠智城（熊本県山鹿市菊鹿町米原443-1）

### 【調査目的】

1300年前に防護のため建てられた大和朝廷の山城について

### 【調査概要】

歴史公園鞠智城の概要、運営と取組状況について説明を受け、質疑応答・施設見学を実施

### <説明の概要>

●鞠智城は、日本列島の一番南にある古代山城である。古代山城とは、飛鳥時代から平安時代に築城された山城のことで、朝鮮式山城と神籠石系山城とに区分される。

#### 【朝鮮式山城】

- ・国が編さんした歴史書（六国史）に記載された城。
- ・総数11城が把握されており、所在地が確認されているのは、鞠智城を含む6城。

#### 【神籠石系山城】

- ・朝鮮式山城以外の城。
- ・北九州から瀬戸内海沿岸にかけて16城が確認されている。築城時期は諸説あるが、出土遺物から朝鮮式山城とほぼ同時代のものとされている。

### <古代山城が築かれた経緯>

7世紀後半の朝鮮半島の情勢は、高句麗、新羅、百済に分かれ、中国は唐の時代であり、唐と新羅が連合して、百済を滅ぼした。百済は日本に支援を要請し、都から当時の齊明天皇が朝倉宮に入る。日本の戦争の歴史の中で、天皇自らが最前線基地で指揮を執ったのはこれが最初で最後では無いかという歴史的な戦いがあった。663年、朝鮮半島の白村江に日本から軍を派遣し、唐と新羅の連合軍と戦ったが、日本は大敗する。当時の大和朝廷は、今度は日本を攻撃してくるのではないかと第1次防衛ラインとして金田城(対馬)を築いた。また、九州に太宰府を守る城を築き、進入路を防ぐために瀬戸内海沿岸に城を築いた。鞠智城はその際に築かれた城の一つである。

●歴史書「続日本紀」によると、665年、筑紫に大野城、基肆(きい)城、長門に城が築かれ、667年、大和に高安城、讃岐に屋嶋城、対馬に金田城が築かれ、698年に、大野、基肆、鞠智の三城を繕治するという記載がある。鞠智城について築城の記載はないが繕治という記載から、それ以前に築かれたことが裏付けられている。また、発掘調査により出土した遺物の年代と比較しても、文献の年代と矛盾していない。

- 発掘調査は、昭和42年から熊本県による調査が開始され、ほぼ継続的に行われており、現在32次までの調査報告が公表されている。古代山城では初めてとなる八角形建物跡や貯水池跡など貴重な遺構・異物が発見され、特に平成20年には7世紀後半の百済系の銅像菩薩立像が出土している。
- 歴史公園としての整備は、平成6年度から着手され、八角形鼓楼、米倉、兵舎、板倉を復元し、平成14年に出土した遺物を展示するガイダンス施設として温故創生館をオープンし整備が進められた。

【質疑応答】

Q：整備や発掘調査に係る費用負担はどのようになっているか。

A：最初は熊本県の単独予算だったが、国史跡を目指しての取組を始めてから、文化庁事業の補助を受けながら発掘調査等を行っている。



3 10月25日 由布市役所湯布院庁舎（大分県由布市湯布院町川上3738-1）

【調査目的】

由布院盆地景観計画について

【調査概要】

由布院盆地景観計画の概要について、説明を受け、質疑応答・現地調査を実施

<説明の概要>

- 由布市は、大分県のほぼ中央に位置する。由布岳など1,000メートル級の山々が連なり、由布岳の麓に由布院盆地が形成されている。由布院盆地は、農村景観、自然景観が非常に美しく、市では由布岳に対する眺望を意識した景観づくりに取り組んでいる。
- 互いに話し合い、理解し合いながら大切にしてきた自然環境や農村風景と調和した由布院らしい風景を今後も守っていくため、既存のルールでは対応できない部分を補うため、新たなルールとして「由布院盆地景観計画」を策定した。
- 取組の経過
  - ①総合計画策定
  - ②景観マスタープラン策定
    - ・由布院地域の景観に関する課題、自然環境が失われ、水田や草原の減少し、旅館、ホテルが増加し、町並みの乱れが見られることに対する方針を定め、具体的な施策を各地域の景観協議会で検討することとされた。
    - ・平成20年9月に湯布院景観協議会を設置。旅館、農業、行政各関係者、専門家等から構成される協議会を、これまでに32回開催。
    - ・協議会では、①大規模開発の抑制、②農地の保全、③景観のルールについて検討を行い、その成果として、「由布院盆地景観計画（案）」がつけられた。

- ③関係者説明会の開催
- ④都市計画審議会等を経て、「由布院盆地景観計画」の施行
- 由布院盆地景観計画における開発行為・建築行為の分類は3つに区分される。
  - ①大規模な開発（旅館、ホテル等）
    - ・従来の潤いのある町づくり条例の適用対象であるもの
    - ・条例では一定の効果をあげたが、現在の開発動向や社会状況の変化の中で運用上の課題が出てきたため、景観計画では、基本理念の丁寧な記載や高さ基準、色彩基準などを設定した。
  - ②中規模な開発（長屋住宅、アパート等）
    - ・町づくり条例の対象外となるが、大規模開発同様の審査プロセス（近隣関係者の理解等）を義務づけた。
  - ③小規模な開発（店舗、個人住宅等）
    - ・町づくり条例の対象外となるが、大規模開発、中規模開発の基準と同様とする。届出の手続きは簡略化。

【質疑応答】

- Q：審査の過程で地元地域の理解が必要となっているが、開発業者にはどの程度まで求めているのか。
- A：地域や内容によって異なるが、開発業者には位置図、配置図、立面図等で地元の説明いただき、地元からの要望等については可能な限り誠意を持って対応いただくようお願いしている。
- Q：人口減少が進む状況の中、空き家の状況はどうか。
- A：由布院では空き家があまりない。空き家が出たり、旅館等が閉鎖すると、すぐに新しいところが入ってくる。最近では外国資本も入っている。



4 10月26日 大分県議会（大分市大手町3-1-1）

【調査目的】

おおいた温泉基本計画について

【調査概要】

おおいた温泉基本計画の概要について、説明を受け、質疑応答を実施

<説明の概要>

- おおいた温泉基本計画の概要について。

【計画の趣旨・役割】

- ・源泉数、湧出量ともに日本一である「おんせん県おおいた」における温泉行政の基本

方針を示す新たな計画である。(平成13年に全国ではじめて策した大分県温泉管理基本計画を15年ぶりに改定するもの)

- ・第3次大分県環境基本計画の個別計画の位置づけ
- ・計画期間は、平成28年度～36年度の9年間

#### 【温泉利用の現状】

- [源泉総数] 4,381(全国1位)
- [湧出量] 毎分278,934L(全国1位)
- [国民保養温泉地] 延宿泊者:124万人(全国1位)
- [地熱発電] 設備出力:16万kw(全国1位)

#### 【温泉を取り巻く環境変化】

- ・再生可能エネルギーの普及促進による地熱開発の急増
- ・医学的知見に基づく温泉の禁忌症や適応症の改訂
- ・長野県での温泉偽装問題や東京都渋谷区での温泉付随ガスによる爆発事故発生
- ・H25年「おんせん県おおいた」の商標登録



有限な温泉資源を保護し、持続可能で安全・安心な温泉利用を推進することで、「おんせん県おおいた」の基盤を支えることを【基本目標】とする。

#### 【基本目標】

- <目標1>温泉資源の保護
  - 1 温泉法に基づく規制の徹底
  - 2 温泉保護施策の更なる推進
  - 3 温泉モニタリング調査の拡充
- <目標2>温泉資源の保護
  - 1 既存泉の有効利用の推進
  - 2 多目的な温泉利用の促進
- <目標3>温泉資源の適正利用
  - 1 温泉利用許可の徹底(保健所が立ち入り検査、指導等実施)
  - 2 温泉揭示の適正化の推進
- <目標4>温泉における災害及び事故の防止
  - 1 温泉付随ガスへの対策強化
- <目標5>温泉の多様な情報発信(今回の計画で新たに追加され、充実された。)
  - 1 魅力ある温泉情報の発信強化
  - 2 保護と利用に係る意識醸成
  - 3 国民保養温泉地の再指定
- <目標6>温泉の調査研究の推進
  - 1 温泉の調査研究の推進

#### 【計画の推進】

- ・関係指標とその達成目標を設定し、年度毎に進捗状況を把握し、検証する。
- ・計画の進行管理は、県環境審議会温泉部会等を中心に行い、進捗状況を県ホームページ等で公表する。

#### 【質疑応答】

- Q: 自然エネルギー活用の観点から温泉の地熱エネルギーは大きな資源になると考えられるが、今後の展開、活用の可能性はどうか。
- A: 再生可能エネルギーは平成24年から買取制度が始まったが、地熱については掘削申請件数は平成24年度は3件、平成27年度は32件までとなっている。温泉所管部署としては、まず温泉資源の保護という観点がある。温泉地で大量に温泉水を使う地熱発電が来られると、浴用の方に制限がかかってしまうこともあり、九重町では昨年、地域の他の源泉への影響を考慮し、モニタリングの強化や地域の同意を求める条例を制定している。推進しなければいけないが、一方で資源の保護もしっかりしていかなければいけない。今年度上半期で、地熱発電の申請件数は6件であり、昨年に比較すると少ない状況である。

Q：熊本地震により温泉湯量が減るなどの影響があったかどうか。

A：地質学者の話では、地震によって湯量が減ったかどうかははっきりわからない。湧出しなくなったとの申し出が数件あるが、古くなった管が地震によって壊れたために出なくなったもので、地震が原因で湯量が減ったかどうかはわからない状況である。環境審議会温泉部会でもその取扱は慎重にしており、地震によるものかどうかはわからないが、結果的に湯量が減ったのは事実である。

